

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	地方税の収納管理・滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

境港市は、地方税の収納管理・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境港市長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の収納管理・滞納整理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、地方税の収納管理及び滞納整理に関する以下の事務を行っている。 - 課税事務にて賦課された調定情報を管理する。 - 調定額と収入額とを確認し、未納・過誤納などの把握を行う。 - 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 - 収入が調定を超えた過誤納分に対し、還付処理または充当処理を行う。 - 納税に関する証明書の発行、納付書の再交付、市税の窓口収納を行う。 - 督促状を作成・送付し、納付を促す。 - 滞納者の把握事務 滞納者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。 - 催告事務 納期限を過ぎて督促状を発行したが納税のない滞納者に対し、催告書等を発送して納税を促す。 - 納税折衝事務 滞納者に対して文書、電話等により納税の折衝を行う。 また、納税折衝を行った結果を経過記録として管理する。 - 実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。 - 滞納処分事務 催告書等による納税催告を行っても納税しない場合は、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。 - 滞納処分の執行停止事務 実態調査又は財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に、滞納処分の執行停止又は即時消滅処理を行う。 - 納税の猶予事務 滞納者からの申請、折衝、実態調査等の結果により納税ができないと判断した場合は、納税の猶予を行う。 - 不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の執行停止後3年経過、即時消滅又は消滅時効により不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、 滞納管理システム、 団体内統合宛名システム、 滞納整理システム

2. 特定個人情報ファイル名

収納情報ファイル、
統合宛名ファイル、
滞納基本情報処理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び 別表第24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境港市 市民生活部 収税課
②所属長の役職名	収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 総務部 総務課 電話 0859-47-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地 境港市 市民生活部 収税課 電話 0859-47-1113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含むUSBメモリ等は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう制御を行っている。また、使用する場合はパスワードによる保護等を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証やID、パスワードによるユーザー認証によって限定しており、アクセス可能な職員を更新することでアクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]